

東部総合処理センター破砕選別施設
整備・運営事業

入札説明書

令和4年6月

西 宮 市

目 次

第1 用語の定義.....	1
第2 入札説明書の位置づけ	5
第3 事業内容に関する事項	5
1 事業名	5
2 対象となる公共施設の種類の.....	5
3 公共施設等の管理者	5
4 事業場所	5
5 対象施設の概要	5
6 事業の目的	6
7 事業内容	6
第4 参加資格要件.....	9
1 応募者の構成等	9
2 特別目的会社の要件	9
3 応募者の要件	10
4 市内企業に関する事項	14
5 資格審査申請書の提出日以降の取り扱い.....	14
第5 事業者募集及び選定に関する事項.....	14
1 事業者の募集及び選定方法.....	14
2 事業者の募集及び選定の手順.....	14
3 本事業に関する要求水準	15
第6 入札手続等.....	16
1 担当窓口	16
2 入札に関する手続	16
3 入札参加に関する留意事項.....	27
4 予定価格等	28
第7 応募者の審査及び落札者等の選定等	30
1 落札者等の選定方法	30
2 選定委員会の設置	30
3 審査の手順及び方法	30
第8 落札後の手続	31
1 基本協定の締結	31
2 特別目的会社の設立	31
3 共同企業体の結成	31
4 契約内容に関する協議	31
5 契約の締結	32

6 契約保証金	32
7 契約不適合保証金	32
8 リスク管理	33

添付資料1 事業スキーム図

添付資料2 低入札価格調査の取扱い

第1 用語の定義

本入札説明書で用いる用語を次のとおり定義する。

用語	定義
本市	西宮市をいう。
本事業	東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業をいう。
マテリアルリサイクル推進施設	本事業において設計・建設，運営，維持管理されるマテリアルリサイクル推進施設の工場棟のほか，直接搬入車両受入棟，計量機，駐車場，構内通路，植栽，門扉の設備，建築物及びその附帯設備を含めていう。
本施設	マテリアルリサイクル推進施設をいう。
工場棟	本施設のうち，ごみ処理，事務及び啓発に関する建屋及びプラント等をいう。
直接搬入車両受入棟	本施設のうち，直接搬入車両のごみの受入に関する建屋及びプラント等をいう。
工場棟等	工場棟及び直接搬入車両受入棟他，本事業のごみ処理に必要な施設をいう。
収集車両	直営車両，委託車両，許可車両からなる車両をいう。
直接搬入車両	直接搬入者が使用する車両をいう。
プラント	本施設におけるごみ処理に必要な全ての設備（機械設備，電気設備及び計装設備等）を総称していう。
建築物	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
啓発施設	再生利用製品の展示，引き渡しコーナー及び啓発コーナー等を合わせた施設をいう。
DBO方式	Design（設計），Build（建設），Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
事業者	本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。落札者の構成企業で構成される。
設計・建設業務	本施設のプラント設計・建設，建築物の設計・建設を行う業務をいう。
運営業務	本施設の運転，環境管理，見学者対応等の運営を行う業務をいう。
維持管理業務	機械設備のメンテナンス（定期点検，補修等）を行う業務をいう。

建設事業者	本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設業務を担当する者をいう。
運営・維持管理事業者	本市と運営・維持管理基本契約及び運営・維持管理業務委託契約を締結する者で、本施設の運営業務及び維持管理業務を担当する者をいう。
特別目的会社	本施設の運営業務及び維持管理業務の実施のみを目的として設立される株式会社（SPC）をいう。
共同企業体	本市と建設工事請負契約を締結する建設事業者による共同企業体をいう。なお、単独企業で設計・建設業務を行う場合は設立しない。
応募者	本事業の入札手続きに参加する単独企業又は複数の企業で構成される企業グループをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいい、プラントの設計・建設業務を行う者をいう。
第1構成員	プラントの設計・建設業務を行う者、運営業務を行う者、維持管理業務を行う者をいう。
第2構成員	建築物の設計業務を行う者、建築物の建設業務を行う者をいう。
構成企業	第1構成員及び第2構成員をいう。
協力会社	構成企業から直接業務の一部を受託又は請負う者をいう。
落札者	応募者の中から本事業を実施する者として、本市が選定する者をいう。
次点落札候補者	総合評価一般競争入札方式において、落札者となった応募者の次に総合評価結果が高かった者をいい、市と落札者が事業契約の締結に至らなかった場合、落札者とみなす。
落札者等	落札者、次点落札候補者をいう。
事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理基本契約、運営・維持管理業務委託契約を個別に又は総称していう。
個別契約	本市と運営・維持管理事業者とが締結する運営・維持管理業務委託契約であり、運営業務及び維持管理業務の業務履行期間の第1期から第4期の4つの期間における各々の契約を個別に又は総称していう。
実施方針等	本事業の実施方針の公表時に公表する実施方針、要求水準書（案）の書類をいう。

入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書，要求水準書，基本協定書（案），基本契約書（案），建設工事請負契約書（案），運営・維持管理基本契約書（案），運営・維持管理業務委託契約書（案），落札者決定基準，様式集の書類をいう。
基本協定	事業者の選定後，本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について，本市と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	落札者及び特別目的会社に本事業を発注するための基本的事項について，本市と落札者及び特別目的会社で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために，本市と建設事業者が締結する契約をいう。
運営・維持管理基本契約	運営・維持管理事業者に運営業務及び維持管理業務を発注するための基本的事項について，本市と運営・維持管理事業者で締結する契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約	本事業の運営・維持管理の実施のために，運営・維持管理基本契約に基づき，本市と運営・維持管理事業者が各個別契約の業務履行期間毎に締結する契約をいう。
契約図書	本事業の契約内容を記載した図書であり，要求水準書，基本契約書，建設工事請負契約書，運営・維持管理基本契約書，運営・維持管理業務委託契約書，技術提案書（契約版），第1回及び第2回入札説明書等に関する質問書の回答，技術対話での確認事項に関する回答をいう。
参考図書	本事業の実施に当たって，参考となる方法や考え方を示した図書であり，契約図書以外の書類をいう。
設計図書	本事業における契約図書，実施設計図書，施工申請図書，をいう。
要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲，実施条件，業務内容等の水準を示したものをいう。
要求水準	要求水準書等に規定される，本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。
落札者決定基準	本市が本事業の落札者を選定するに当たって，応募者からの提案を客観的に評価するための方法，手順，基準等を示したものをいう。

技術提案書	応募者が本事業を実施するために入札説明書等に基づき、提案した図書をいう。
地方公共団体等	地方公共団体及び地方自治法第 284 条の規定に基づき一般廃棄物を処理する目的で設置された一部事務組合もしくは広域連合、又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人をいう。
市内企業	西宮市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む）を有する企業をいう。
準市内企業	西宮市内に支店、営業所、又は出張所を有する企業をいう。
資本関係がある者	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社の関係にある場合」に該当する者をいう。
人的関係がある者	「一方の会社の役員（社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員。以下、同じ）を有する者が、他方の会社の役員を有する者を現に兼ねている場合」「一方の会社の役員を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合」の何れかに該当する者をいう。
車両誘導	警備業法上の警備業務に該当しない、一般的に必要とされる範囲内で事故等の発生を警戒し、防止するための車両誘導をいう。

第2 入札説明書の位置づけ

本入札説明書は、本市が東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業を実施するにあたり応募者を対象に配布するものであり、応募者が入札条件を遵守し、入札手続を行うために定めるものである。

なお、入札説明書と合わせて公表する要求水準書、基本協定書(案)、基本契約書(案)建設工事請負契約書(案)、運営・維持管理基本契約書(案)、運営・維持管理業務委託契約書(案)、落札者決定基準、様式集は、本書と一体のものである。

第3 事業内容に関する事項

1 事業名

東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業

2 対象となる公共施設の種類の種類

一般廃棄物処理施設(マテリアルリサイクル推進施設)

3 公共施設等の管理者

西宮市長

4 事業場所

兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番4

5 対象施設の概要

(1) 新たに整備する施設

新たに整備する施設の内容は次のとおりである。

項目	概要
施設の種類の種類	工場棟(事務機能, 処理機能, 啓発機能を含む) 直接搬入車両受入棟
施設規模	缶・ペットボトル ; 10t/日 びん ; 13t/日 その他不燃ごみ ; 10t/日 粗大ごみ ; 23t/日 合計 ; 56t/日
処理方式	破砕, 選別, 圧縮, 梱包, 保管
処理対象物	缶・ペットボトル, びん, その他不燃ごみ, 粗大ごみ

(2) 解体撤去する施設

解体撤去する施設は次のとおりである。

- 1) 既存杭（必要に応じて）
- 2) ペットボトル圧縮施設
- 3) 外構（アスファルト舗装等）

6 事業の目的

本市では、西部総合処理センター（焼却施設、破砕選別施設及びリサイクルプラザ（啓発施設））及び東部総合処理センター（焼却施設及びペットボトル圧縮施設）でごみ処理を行っている。西部総合処理センター破砕選別施設は令和7年度（2025）まで稼働させる計画であるが、老朽化を踏まえ、令和8年度（2026）以降は東部総合処理センター敷地内に新たな破砕選別施設を整備し、継続的な不燃ごみ、粗大ごみの処理を行う計画である。なお、東部総合処理センターペットボトル圧縮施設及び西部総合処理センターリサイクルプラザ（啓発施設）においても同様に令和7年度（2025）まで稼働させる計画であり、令和8年度（2026）以降は新破砕選別施設に処理機能を統合させる計画である。

一方、一般廃棄物処理基本計画においてはリサイクル率を22.0%以上とすることを目標値としており、新たな破砕選別施設の整備に併せて分別区分の見直しを行い、資源回収の強化を図る計画である。

本事業では、上記状況を踏まえながら、事業者の技術力及び運営能力等を活用した設計・建設及び運営・維持管理を行うことにより、将来にわたって適正かつ安定的なごみの処理やライフサイクルコストの削減を図り、循環型社会の形成を推進することを目的としたものである。

7 事業内容

(1) 事業方式

本事業はDBO方式により実施する。

本市は本施設を所有し、落札者として選定された企業グループは、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行うとともに、運営・維持管理事業者として本施設の運営業務、維持管理業務を行うものとする。

本施設は、長寿命化計画に基づき、施設を30年間程度使用することを想定している。

このことを前提として、本施設の設計・建設業務、運営業務、維持管理業務を行うものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、次のとおりであり、事業契約締結日の翌日から令和 28 年（2046）3 月 31 日までの期間とする。

項目	内容
事業期間	事業契約締結日の翌日から令和 28（2046）年 3 月 31 日まで
設計・建設 業務期間	【設計・建設業務契約期間】 事業契約締結日の翌日から令和 8（2026）年 9 月 30 日まで 《設計業務期間及び工場棟等の建設業務期間》 事業契約締結日の翌日から令和 8（2026）年 3 月 31 日まで（部分引渡し） 《ペットボトル圧縮施設解体等の建設業務期間》 工場棟でのペットボトル処理開始日から令和 8（2026）年 9 月 30 日まで
運営・維持管理 業務期間	【第 1 期個別契約期間】 事業契約締結日の翌日から令和 13（2031）年 3 月 31 日まで 【第 2 期個別契約期間】 令和 13（2031）年 4 月 1 日から令和 18（2036）年 3 月 31 日まで 【第 3 期個別契約期間】 令和 18（2036）年 4 月 1 日から令和 23（2041）年 3 月 31 日まで 【第 4 期個別契約期間】 令和 23（2041）年 4 月 1 日から令和 28（2046）年 3 月 31 日まで 《運営・維持管理業務期間》 令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 28（2046）年 3 月 31 日まで （20 年間）

(3) 契約の形態

本市と事業者の契約の形態は次のとおりである。（詳細は添付資料 1 を参照）

- 1) 本市は、事業契約の締結に向け、本市、事業者双方の義務や協力すべき内容を規定した本事業に係る基本協定を落札者の構成企業と締結する。
- 2) 基本協定締結後、本市は、事業者にも本事業の設計・建設業務、運営業務及び維持管理業務を一括で委託するために、本事業に係る基本契約を事業者の構成企業及び特別目的会社と締結する。
- 3) 本市は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設業務を担当する建設事業者と、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

- 4) 本市は、基本契約に基づき、事業者のうち運営業務及び維持管理業務を担当する運営・維持管理事業者と運営・維持管理基本契約を締結する。
- 5) 本市は運営・維持管理基本契約に基づき、運営業務及び維持管理業務を担当する運営・維持管理事業者と各個別契約の業務履行期間毎に運営・維持管理業務委託契約を締結する。

(4) 事業の対象となる業務範囲

対象となる業務範囲は次のとおりである。

ア 設計・建設業務

建設事業者における設計・建設業務の範囲は次のとおりである。

- 1) 設計業務
- 2) 建設業務
- 3) 試運転等
- 4) 施設稼働状況の確認

イ 運営業務

運営・維持管理事業者における運営業務の範囲は次のとおりである。

- 1) 受入管理業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 環境管理業務
- 4) 啓発施設運営業務
- 5) 見学者対応業務
- 6) 情報管理業務（運営）
- 7) その他関連業務

ウ 維持管理業務

運営・維持管理事業者における維持管理業務の範囲は次のとおりである。

- 1) 維持管理業務
- 2) 情報管理業務（維持管理）

第4 参加資格要件

1 応募者の構成等

応募者の構成は次のとおりである。（詳細は添付資料1を参照）

- 1) 応募者は、設計・建設業務を行う者、運営・維持管理業務を行う者で構成される企業グループとする。
- 2) 設計・建設業務を行う者は「プラントの設計・建設業務を行う者」「建築物の設計業務を行う者」「建築物の建設業務を行う者」、運営・維持管理業務を行う者は「運營業務を行う者」「維持管理業務を行う者」で構成されるものとする。
- 3) 応募者は、プラントの設計・建設業務を行う者を「代表企業」として定めるものとし、代表企業が応募手続きを行うものとする。
- 4) 参加資格要件を全て満たすことにより、企業グループではなく1者で応募することも可能となる。
- 5) 設計・建設業務は単独企業又は、共同企業体で実施するものとし、共同企業体で実施する場合は乙型共同企業体とする。共同企業体の構成員数は2者とし、「プラントの設計・建設業務及び建築物の設計業務を行う者」と「建築物の建設業務を行う者」の組み合わせ、又は、「プラントの設計・建設業務を行う者」と「建築物の設計業務及び建築物の建設業務を行う者」の組み合わせとする。共同企業体の代表者は、プラントの設計・建設業務を行う者とし、中心的役割を担うこと。
- 6) 「構成企業」は資格審査申請書の提出時に企業名を表明しなければならない。
- 7) 構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、特段の事由がある場合は本市と協議の上、これを決定する。
- 8) 構成企業及び構成企業と資本関係のある者又は人的関係のある者が、他の応募者の構成企業となることはできない。
- 9) 同一の企業グループが複数の提案を行うことはできない。

2 特別目的会社の要件

特別目的会社の要件は次のとおりとし、詳細については、基本協定書（案）及び基本契約書（案）に定めるとおりとする。

- 1) 落札者は、特別目的会社を設立し、本市と運営・維持管理基本契約及び運営・維持管理業務委託契約を締結する。
- 2) 特別目的会社の本店所在地は本市内の住所とする。
- 3) 第1構成員は必ず特別目的会社に出資しなければならない。また、特別目的会社への出資は構成企業以外認めない。

- 4) プラントの設計・建設業務を行う者の出資比率は出資者中最大（50%を超える割合）としなければならない。
- 5) 特別目的会社の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出する。
- 6) 特別目的会社の株主は、本市の同意なくして株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

3 応募者の要件

応募者の要件は次のとおりとする。

(1) 共通要件

構成企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- 5) 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 7 日条例第 35 号）第 2 条に定める暴力団員、暴力団員等ではないこと。
- 6) 最新の西宮市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。また、本事業の資格審査申請書の提出日から基本契約の締結日までの間、西宮市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- 7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 5 年を経過していない者でないこと。
- 8) 本事業に関する検討を行う次に示す者と資本関係がある者又は人的関係がある者でないこと。
 - A) 「東部総合処理センター破砕選別施設整備に伴う発注者支援業務」を受託した復建調査設計株式会社、当該業務の関連会社である株式会社日本総合研究所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

- B) 本事業の審査を行う「西宮市一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」の委員が属する企業

(2) 設計・建設業務を行う者の要件

ア プラントの設計・建設業務を行う者の要件

プラントの設計・建設業務を行う者は、次の要件を全て満たしていること。

- 1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有し、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること（資格審査申請書の提出日に有効期限内であること）。
- 2) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を専任で配置できること（資格審査申請書の提出日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること）。
- 3) 平成 24 年 4 月 1 日から資格審査申請書の提出日までの間に次の要件を全て満たす施設の建設工事（循環型社会形成推進交付金の対象となる工事に限る。）を代表企業として契約した実績があること。
 - A) 地方公共団体等が発注する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に規定する一般廃棄物処理施設であるマテリアルリサイクル推進施設（他の施設の併設でも可。）
 - B) 合計処理能力 28 t / 日以上 of 施設
 - C) 次に示す処理設備を全て有する施設
 - ① 受入設備及び、供給設備（搬入及び退出路を除く。）
 - ② 破碎設備
 - ③ 圧縮設備
 - ④ 選別設備、梱包設備

イ 建築物の設計業務を行う者の要件

建築物の設計業務を行う者は、次の要件を全て満たしていること。

- 1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- 2) 一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理を行う者）を配置できること（資格審査申請書の提出日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること）。

- 3) 平成 24 年 4 月 1 日から資格審査申請書の提出日までの間に次の要件を全て満たす施設に関して建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）に規定する確認申請書又は計画通知書を代表となる設計者として申請又は通知した実績があること（計画変更は含まない）。
 - A) 地方公共団体等が発注する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に規定する一般廃棄物処理施設
 - B) 建築基準法に規定する確認申請書又は計画通知書における申請部分の延べ面積が 1 棟当たり 4,000 m²以上の施設

ウ 建築物の建設業務を行う者の要件

建築物の建設業務を行う者は、1) の要件を満たしていること。ただし、設計・建設業務を共同企業体で実施する場合は、次の要件を全て満たしていること。

- 1) 建設業法第 3 条に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を有し、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が市内企業にあつては 1,000 点以上、準市内企業にあつては 1,200 点以上、その他の企業にあつては 1,500 点以上であること（資格審査申請書の提出日に有効期限内であること）。
- 2) 建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を専任で配置できること（資格審査申請書の提出日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること）。
- 3) 平成 24 年 4 月 1 日から資格審査申請書の提出日までの間に次の要件を全て満たす施設の建設工事（循環型社会形成推進交付金の対象となる工事に限る。）を元請企業（共同企業体としての実績は出資比率 20%以上の実績に限る。）又はプラントの建設業務を行う者の一次下請け（プラントを除く建築一式同等工事に限る。また、一次下請けが共同企業体である場合の実績は出資比率 50%を超える実績に限る。）として契約した実績があること。
 - A) 地方公共団体等が発注する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に規定する一般廃棄物処理施設
 - B) 建築基準法に規定する確認申請書又は計画通知書における申請部分の延べ面積が 1 棟当たり 4,000 m²以上の施設

(3) 運営・維持管理業務を行う者の要件

ア 運営業務を行う者の要件

運営業務を行う者は、次の要件を全て満たしていること。

- 1) 平成 24 年 4 月 1 日から資格審査申請書の提出日までの間に次の要件を全て

満たす施設の運營業務を契約し、連続して3年以上、当該業務を履行した実績を有すること（PFI 事業等における特別目的会社の再委託を受けて実施したものを含む。）。

- A) 地方公共団体等が発注する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に規定する一般廃棄物処理施設であるマテリアルリサイクル推進施設（他の施設の併設でも可。）
 - B) 合計処理能力 28 t / 日以上の施設
 - C) 次に示す処理設備を全て有する施設
 - ① 受入設備及び、供給設備（搬入及び退出路を除く。）
 - ② 破碎設備
 - ③ 圧縮設備
 - ④ 選別設備、梱包設備
- 2) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために廃棄物処理施設技術管理者や電気主任技術者をはじめとしてその他必要な資格者を配置できること。

イ 維持管理業務を行う者の要件

維持管理業務を行う者は、次の要件を全て満たしていること。

- 1) 平成 24 年 4 月 1 日から資格審査申請書の提出日までの間に次の要件を全て満たす施設の維持管理業務を契約し、連続して3年以上、当該業務を履行した実績を有すること（PFI 事業等における特別目的会社の再委託を受けて実施したものを含む。）。
 - A) 地方公共団体等が発注する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に規定する一般廃棄物処理施設であるマテリアルリサイクル推進施設（他の施設の併設でも可。）
 - B) 合計処理能力 28 t / 日以上の施設
 - C) 次に示す処理設備を全て有する施設
 - ① 受入設備及び、供給設備（搬入及び退出路を除く。）
 - ② 破碎設備
 - ③ 圧縮設備
 - ④ 選別設備、梱包設備
- 2) 建設業法第3条に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有していること（資格審査申請書の提出日に有効期限内であること。）。

4 市内企業に関する事項

市内企業に関する事項は、次のとおりとする。

- 1) 設計・建設業務を行う者は、市内企業の共同企業体への分担工事額と市内企業が協力会社として契約した金額の合計額（以下、「市内企業契約額」という。）が請負代金額の20%以上としなければならない。ただし、市内企業が協力会社として市内企業と契約した金額は含めない。詳細については、建設工事請負契約書（案）に定めるとおりとする。
- 2) 運營業務を行う者及び維持管理業務を行う者は、市内人材の雇用促進に配慮するとともに、積極的に市内企業を活用し、修繕及び物品、消耗品等の資材調達を行うこと。

5 資格審査申請書の提出日以降の取り扱い

参加資格要件を有すると認められた応募者の構成企業が、資格審査申請書の提出日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- 1) 資格審査申請書の提出日から落札者決定日までの間に、応募者の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は原則として失格とする。
- 2) 落札者決定日の翌日から契約の締結にかかる議会の議決までの間に、落札者の構成企業が参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の損害賠償の責任を負わない。

第5 事業者募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、本事業への参加を希望する者を広く公募し、また、公平性及び透明性の確保、事業者における本市の意向の理解促進並びに事業者の創意工夫発揮の観点から、総合評価一般競争入札で行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

事業者募集・選定のスケジュールは次の示すとおりである。ただし、事業者募集・選定のスケジュールは状況により前後する場合がある。

内容	日程
入札公告及び入札説明書等の公表	令和4（2022）年6月6日（月）
現地視察申込書の受付	令和4（2022）年6月13日（月）まで
貸与資料（参考図書）の貸与申込書の受付	令和4（2022）年6月13日（月）まで
現地視察	令和4（2022）年6月20日（月）頃
貸与資料（参考図書）の貸与	令和4（2022）年6月20日（月）頃
第1回入札説明書等に関する質問書の受付	令和4（2022）年6月27日（月）まで
第1回入札説明書等に関する質問書の回答	令和4（2022）年7月6日（水）頃
資格審査申請書の受付	令和4（2022）年7月22日（金）まで
技術対話申込書の受付	令和4（2022）年7月22日（金）まで
資格審査結果の通知	令和4（2022）年8月5日（金）頃
第2回入札説明書等に関する質問書の受付	令和4（2022）年8月9日（火）まで
技術対話資料の受付	令和4（2022）年8月9日（火）まで
第2回入札説明書等に関する質問書の回答	令和4（2022）年8月16日（火）頃
技術対話	令和4（2022）年8月23日（火）頃
技術対話での確認事項に関する回答	令和4（2022）年9月13日（火）頃
技術提案書の受付	令和4（2022）年10月7日（金）まで
明瞭化事項の配布	令和4（2022）年10月24日（月）頃
明瞭化事項の回答の受付（追加技術提案書の受付）	令和4（2022）年11月11日（金）まで
入札書の受付	令和4（2022）年11月11日（金）まで
技術提案書に関するヒアリング，技術点算定	令和4（2022）年11月22日（火）頃
開札	令和4（2022）年11月25日（金）
総合評価	令和4（2022）年11月25日（金）以降
低入札価格調査，落札者等の決定・公表	令和4（2022）年12月上旬
基本協定の締結	令和4（2022）年12月上旬
共同企業体の結成，特別目的会社の設立	仮契約の締結迄
仮契約の締結	令和5（2023）年2月上旬
事業契約の締結	令和5（2023）年3月下旬

3 本事業に関する要求水準

本事業に関する要求水準については，要求水準書に定めるとおりとする。

第6 入札手続等

1 担当窓口

担当課	;	西宮市環境局環境施設部施設整備課
		〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目8番 西部総合処理センター
TEL	;	0798-22-6601
FAX	;	0798-26-9091
電子メール	;	shiseken@nishi.or.jp (課用電子メール)
本市ホームページ	;	
		https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/keiyaku/nyusatsu/nyusatsujoho/nyuusatukoukokutou/jigyousya_sentei.html

2 入札に関する手続

(1) 現地視察申込書の受付

ア 受付期間

令和4(2022)年6月13日(月)午後4時必着

イ 受付方法

「現地視察申込書【様式第1号】」に必要事項を記入の上、電子メールに添付し、担当窓口へ提出すること。その際、電子メールの件名は「企業名称：現地視察申込書」とし、電話により受理確認を行うこと。

現地視察申込書は、次に該当する企業のみ提出を可能とする。

- 1) 本事業への参加を検討しているもの
- 2) 参加資格要件に示す「プラントの設計・建設業務を行う者の要件」を満たす者

(2) 現地視察

ア 実施期間

令和4(2022)年6月20日(月)頃

イ 実施方法

現地視察申込書を提出した者に対して、時間及び場所等の詳細を「現地視察の実施要領」として電子メールにて通知する。参加希望者は本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡を行うこと。なお、現地視察場所は東部総合処理センターの建設予定地及び西部総合処理センター既存破砕施設(現在稼働中)とし、参加希望者が確認をを求める箇所について、問題のない範囲で視察を可能とする。また、原則として、雨天決行とする。現地視察参加者の所属は代表企業に限らない。

(3) 貸与資料（参考図書）の貸与申込書の受付

ア 受付期間

令和4（2022）年6月13日（月）午後4時必着

イ 提出方法

「貸与資料（参考図書）貸与申込書【様式第2号】」に必要事項を記入の上、電子メールに添付し、担当窓口へ提出すること。その際、電子メールの件名は「企業名称：貸与資料（参考図書）貸与申込書」とし、電話により受理確認を行うこと。

貸与資料（参考図書）貸与申込書は、次に該当する企業のみ提出を可能とする。

- 1) 本事業への参加を検討しているもの
- 2) 参加資格要件に示す「プラントの設計・建設業務を行う者の要件」を満たす者

(4) 貸与資料（参考図書）の貸与

ア 貸与期間

令和4（2022）年6月20日（月）頃

イ 貸与方法

貸与資料（参考図書）貸与申込書を提出した者に対して、電子メールにて貸与資料（参考図書）を貸与する。貸与申込者は本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡を行うこと。

(5) 第1回入札説明書等に関する質問書の受付

ア 受付期間

令和4（2022）年6月27日（月）午後4時必着

イ 提出方法

「第1回入札説明書等に関する質問書【様式第3号】」に質問事項を記入の上、電子メールに添付し、担当窓口へ提出すること。その際、電子メールの件名は「企業名称：第1回入札説明書等に関する質問書」とし、電話により受理確認を行うこと。

なお、上記の方法以外での質問には応じない。また、市の判断により、質問を行った者に対して質問内容のヒアリングを行うことがある。

第1回入札説明書等に関する質問書は、次に該当する企業のみ提出を可能とする。

- 1) 本事業への参加を検討しているもの
- 2) 参加資格要件に示す「プラントの設計・建設業務を行う者の要件」を満たす者

(6) 第1回入札説明書等に関する質問書の回答

ア 実施期間

令和4（2022）年7月6日（水）頃

イ 実施方法

第1回入札説明書等に関する質問書の回答は、質問の提出者に電子メールにて個別に回答する。質問の提出者は本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡を行うこと。

なお、質問書の回答に対して、入札説明書等の解釈等について応募者に共通して関係すると判断したものについては企業名を除き本市ホームページに公表するものとする。

(7) 資格審査申請書提出以降の手続きについて

資格審査申請書の提出を含め、以降の手続きは、応募者の代表企業のみが行うものとする。

(8) 資格審査申請書の受付

ア 受付期間

令和4（2022）年7月22日（金）必着

イ 提出方法

資格審査申請書は、郵送により、受付期間までに担当窓口へ提出すること。郵送については、「配達証明が付加された郵便物」として郵送するものとし、封筒の表書きに「資格審査申請書在中」と記載すること。

提出された資格審査申請書については、本市から代表企業に電子メールにて受理連絡を行うものとする。

ウ 提出書類

資格審査申請書は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1) 資格審査申請書 表紙【様式第4号】 | 正本1部/副本1部 |
| 2) 資格審査申請書【様式第5号】 | 正本1部/副本1部 |
| 3) 応募者の構成(役割分担)【様式第6号】 | 正本1部/副本1部 |

- | | |
|---|---------------|
| 4) 委任状（構成企業から代表企業への委任）【様式第 7 号】 | 正本 1 部/副本 1 部 |
| 5) 委任状（代表企業代表者から代理人への委任）【様式第 8 号】 | 正本 1 部/副本 1 部 |
| 6) 資格審査に関する誓約書【様式第 9 号】 | 正本 1 部/副本 1 部 |
| 7) プラントの設計・建設業務を行う者の実績等を証する書類【様式第 10 号】 | 正本 1 部/副本 1 部 |
| 8) 建築物の設計業務を行う者の実績等を証する書類【様式第 11 号】 | 正本 1 部/副本 1 部 |
| 9) 建築物の建設業務を行う者の実績等を証する書類【様式第 12 号】 | 正本 1 部/副本 1 部 |
| 10) 運營業務を行う者の実績等を証する書類【様式第 13 号】 | 正本 1 部/副本 1 部 |
| 11) 維持管理業務を行う者の実績等を証する書類【様式第 14 号】 | 正本 1 部/副本 1 部 |
| 12) 市内企業契約額に関する誓約書【様式第 15 号】 | 正本 1 部/副本 1 部 |
| 13) 上記様式に添付する書類【任意様式】 | 正本 1 部/副本 1 部 |
| 14) 電子データ（資格審査申請書を納めたもの） | 1 部 |

エ 書類の作成方法

資格審査申請書の作成に当たっては、各様式に記載の指示に従い作成すること。

(9) 資格審査結果の通知

ア 通知方法

資格審査の結果は、令和 4（2022）年 8 月 5 日（金）頃に資格審査申請書を提出した者に対して、電子メールにて資格審査の結果を通知する。代表企業は本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡を行うこと。

イ 苦情の申立て

応募者は、審査結果について「西宮市入札及び契約の過程等に係る苦情処理要領」に基づき説明を求めることができる。

ウ 入札の辞退

資格審査の結果、入札の参加を認められた応募者が、入札を辞退する場合は、「入札辞退届【様式第 16 号】」を郵送により、担当窓口へ提出すること。郵送については、「配達証明が付加された郵便物」として郵送するものとし、封筒の表書きに「入札辞退届在中」と記載すること。

提出された入札辞退届については、本市から代表企業に電子メールにて受理連絡を

行うものとする。

(10) 第2回入札説明書等に関する質問書の受付

ア 受付期間

令和4(2022)年8月9日(火)午後4時必着

イ 提出方法

「第2回入札説明書等に関する質問書【様式第17号】」に質問事項を記入の上、電子メールに添付し、担当窓口へ提出すること。その際、電子メールの件名は「企業名称：第2回入札説明書等に関する質問書」とし、電話により受理確認を行うこと。

なお、上記の方法以外での質問には応じない。また、市の判断により、質問を行った者に対して質問内容のヒアリングを行うことがある。

(11) 第2回入札説明書等に関する質問書の回答

ア 実施期間

令和4(2022)年8月16日(火)頃

イ 実施方法

第2回入札説明書等に関する質問書の回答は、質問の提出者に電子メールにて個別に回答する。代表企業は本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡を行うこと。

なお、質問書の回答に対して、入札説明書等の解釈等について応募者に共通して関係すると判断したものについては企業名を除き本市ホームページに公表するものとする。

(12) 技術対話申込書の受付

技術対話は、本事業の目的、要求水準事項の基本的考え方等を踏まえ、応募者が考える施設整備及び運営・維持管理の理解を深めることを目的とし、次のとおり技術対話の申込を受付けるものとする。

ア 受付期間

令和4(2022)年7月22日(金)午後4時必着

イ 受付方法

「技術対話申込書【様式第18号】」に必要事項を記入の上、電子メールに添付し、担当窓口へ提出すること。その際、電子メールの件名は「企業名称：技術対話申込書」とし、電話により受理確認を行うこと。

(13) 技術対話資料の受付

ア 受付期間

令和4（2022）年8月9日（火）午後4時必着

イ 提出方法

技術対話資料は、電子メールに添付し、担当窓口に提出すること。その際、電子メールの件名は「企業名称：技術対話資料」とし、電話により受理確認を行うこと。

ウ 提出書類

技術対話資料は次のとおりとする。

なお、要求水準適合表兼設計仕様書【様式第20号】の様式は貸与資料（参考図書）の貸与時に電子メールで通知する。

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| 1) 技術対話における確認事項【様式第19号】 | 正本1部/副本3部 |
| 2) 要求水準適合表兼設計仕様書【様式第20号】 | 正本1部/副本3部 |
| 3) 施設概要説明書【任意様式】 | 正本1部/副本3部 |
| 4) 施設全体配置図【任意様式】 | 正本1部/副本3部 |
| 5) 全体動線計画図【任意様式】 | 正本1部/副本3部 |
| A) 車両動線 | |
| B) 場内人員動線 | |
| 6) 各階機器配置（平面図）【任意様式】 | 正本1部/副本3部 |
| 7) 各階機器配置（断面図）【任意様式】 | 正本1部/副本3部 |
| 8) フローシート【任意様式】 | 正本1部/副本3部 |
| 9) 設計計算書（物質収支計算書，主要機器設計計算書等）【任意様式】 | 正本1部/副本3部 |
| 10) 主要設備一覧表【任意様式】 | 正本1部/副本3部 |
| 11) 作業員配置計画（人数，作業内容等）【任意様式】 | 正本1部/副本3部 |
| 12) 啓発施設運営計画（イベント内容，見学計画，実施頻度）【任意様式】 | 正本1部/副本3部 |
| 13) その他指示する図書【任意様式】 | 正本1部/副本3部 |
| 14) 電子データ（技術対話資料を納めたもの） | 1部 |

エ 書類の作成方法

技術対話資料の作成に当たっては、各様式に記載の指示及び「技術提案書の作成要領」に記載する技術提案書《施設設計図書》に準じて作成すること。

(14) 技術対話

ア 実施期間

令和4(2022)年8月23日(火)頃

イ 実施方法

技術対話は対面式とし、時間及び場所等の詳細は、資格審査結果の通知後に「技術対話の実施要領」として電子メールにて通知する。代表企業は本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡を行うこと。なお、技術対話参加者の所属は代表企業に限らない。

(15) 技術対話での確認事項に関する回答

ア 実施期間

令和4(2022)年9月13日(火)頃

イ 実施方法

技術対話での確認事項に関する回答は、技術対話の参加者に電子メールにて個別に回答する。代表企業は本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡を行うこと。

なお、技術対話の確認事項に関する回答に対して、入札説明書等の解釈等について応募者に共通して関係すると判断したものについては企業名を除き本市ホームページに公表するものとする。

(16) 技術提案書の受付

ア 受付期間

令和4(2022)年10月7日(金)必着

イ 提出方法

技術提案書は、郵送により、受付期間までに担当窓口へ提出すること。郵送については、「配達証明が付加された郵便物」として郵送するものとし、封筒の表書きに「技術提案書在中」と記載すること。

提出された技術提案書については、本市から代表企業に電子メールにて受理連絡を行うものとする。

また、市の判断により提案を行った応募者に対して提案内容のヒアリングを行うことがある。

ウ 提出書類

技術提案書の内容は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| 1) 技術提案書提出届【様式第 21 号】 | 正本 1 部 |
| 2) 要求水準に関する誓約書【様式第 22 号】 | 正本 1 部 |
| 3) 技術提案書 表紙【様式第 23 号】 | 正本 1 部/副本 10 部 |
| 4) 技術提案書<<本編>>【様式第 23 号別紙 1】 | 正本 1 部/副本 10 部 |
| 5) 技術提案書<<施設設計図書>>【様式第 23 号別紙 2】 | 正本 1 部/副本 10 部 |
| 6) 技術提案書<<運営・維持管理費計画書>>【様式第 23 号別紙 3】 | 正本 1 部/副本 10 部 |
| 7) 技術提案書<<添付書類>>【様式第 23 号別紙 4】 | 正本 1 部/副本 10 部 |
| 8) 電子データ（技術提案書を納めたもの） | 正本 1 部/副本 1 部 |

エ 書類の作成方法

技術提案書の作成に当たっては、各様式に記載の指示及び「技術提案書の作成要領」に従い作成すること。

(17) 明瞭化事項の配布

ア 配布時期

令和 4（2022）年 10 月 24 日（月）頃

イ 配布方法

本市は、提出された技術提案書の内容が入札説明書等で要求する項目に適合していないと判断した場合又は技術提案書の内容に対し疑義がある場合、当該技術提案書を提出した者に対して、明瞭化作業を実施する。技術提案書の修正内容及び修正方法等の詳細は、「技術提案書の明瞭化要領」として電子メールにて通知する。代表企業は本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡を行うこと。なお、明瞭化事項の修正は本市が指示した箇所のみを行うものとし、明瞭化事項以外の項目についての修正は認めない。

(18) 明瞭化事項の回答の受付（追加技術提案書の受付）

明瞭化事項により修正を指示された者は技術提案書を明瞭化させた追加技術提案書を提出しなければならない。なお、本市から明瞭化事項にある修正の指示がなかった場合は、当初提示の技術提案書を最終の技術提案書として扱うものとする。

ア 受付期間

令和4（2022）年11月11日（金）必着

イ 提出方法

追加技術提案書は、郵送により、受付期間までに担当窓口へ提出すること。郵送については、「配達証明が付加された郵便物」として郵送するものとし、封筒の表書きに「追加技術提案書在中」と記載すること。

提出された追加技術提案書については、本市から代表企業に電子メールにて受理連絡を行うものとする。

(19) 技術提案書に関するヒアリング

ア 実施期間

令和4（2022）年11月22日（火）頃

イ 実施方法

技術提案書に関する審査及び評価に当たっては、応募者から提出された技術提案書の内容に関するヒアリングを必要に応じて実施する。ヒアリング参加者の所属は代表企業に限らない。

ヒアリングは対面式とし、時間及び場所等の詳細は、明瞭化事項の回答受付後に「技術提案書に関するヒアリング実施要領」として電子メールにて通知する。代表企業は本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡を行うこと。なお、特別な理由なくヒアリングに出席しない場合又はヒアリングに対する回答がない場合は、失格とする。

(20) 入札書の受付

ア 受付期間

令和4（2022）年11月11日（金）必着

イ 提出方法

技術提案書を提出する者に対して、資格審査結果の通知後に入札書及び入札内訳書の作成方法等の詳細を「入札書作成要領」として電子メールにて通知する。代表企業は本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡を行うこと。

入札書及び入札内訳書は、「東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業に係る入札書」と朱書きした封筒に入れ厳封し、郵送により、受付期間までに担当窓口へ提出すること。郵送については、「配達証明が付加された郵便物」として郵送するものとし、表封筒に「入札書在中」と記載すること。

提出された入札書及び入札内訳書については、本市から代表企業に電子メールにて

受理連絡を行うものとする。

ウ 提出種類

入札書の提出書類の内容は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-----|
| 1) 入札書【様式第 24 号】 | 1 部 |
| 2) 入札内訳書【様式第 25 号】 | 1 部 |

エ 入札価格

入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する金額（消費税及び地方消費税）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって入札価格とする。

また、入札書に記載する金額は本市が指定する運營業務に対する対価（インセンティブ）を含めた金額とすること。

【インセンティブの指定額（税抜き）】

本市が指定する運營業務に対する対価（インセンティブ）；204,200,000 円

オ 書類の作成方法

入札書の作成に当たっては、各様式に記載の指示に従い作成すること。

(21) 開札

入札書の開札は、代表企業又は代表企業の代理人の立会いの上、次のとおり行う。立会いを行う者は、代表企業で 1 名とし、代理人使用印鑑を持参すること。また、代表企業の代理人が開札に立会う場合、「委任状（開札の立会い）【様式第 26 号】」を、当日持参すること。なお、代表企業の代理人は、当該入札に対するその他の代表企業の代理人を兼ねることはできない。

提出した入札書は、書換え、引換又は撤回することはできない。

ア 開札日時

令和 4（2022）年 11 月 25 日（金）午後 3 時

イ 開札場所

西宮市役所入札室

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所本庁舎 5 階

ウ 開札時の留意事項

開札に当たっては、応募者の入札書であることの確認を行った後に開札を行い、開札執行者が入札書に記載された金額を読み上げるものとする。建設工事費、運営・維持管理業務委託費(20年間)各々に入札書に記載された金額と入札比較価格を比較し、いずれかにおいて入札書に記載された金額が入札比較価格を超過している場合は、その入札は無効として当該応募者は失格となり、その場で当該応募者に口頭で通知したうえで、後日正式に電子メールにて通知する。なお、開札後、開札場所において総合評価は行わず、解散する。

また、開札を行った結果、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定に該当する場合は再度入札を行う。

エ 開札後の措置

開札後、既に決定されている技術点の算出結果と入札価格による価格点の算出結果を踏まえ、選定委員会において総合評価点に基づき落札者等の候補を選定する。なお、予定価格の範囲内において総合評価点が高い者(以下、「最高得点者」という。)の入札価格を低入札価格調査の対象とし、低入札価格調査を実施する。低入札価格調査の結果、契約図書に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、当該応募者を失格とする。最高得点者が失格となった場合、次に総合評価点が高い者を最高得点者として、同様の手順で入札価格の調査を行い、落札者の候補が決定するまで本手続きを実施する。

審査結果は各応募者に対して電子メールにて通知するほか、結果の概要、審査公表を本市ホームページに掲載する。

オ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1) 参加資格がない者又は資格審査の結果、入札の参加を認められなかった者が行った入札
- 2) 入札書が所定の日時後に到着した場合における入札
- 3) 同一入札について応募者又は応募者の代理人が2つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
- 4) 同一入札について応募者及び応募者の代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- 5) 資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札
- 6) 談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- 7) 代表企業の記名押印のない入札書によって行われた入札、記載すべき事項の記

入のない入札書によって行われた入札又は記入事項の判読できない入札書によって行われた入札

- 8) 押印された印影が明らかでない入札書によって行われた入札
- 9) 誤字又は脱字により応募者の意思表示が不明確な入札書によって行われた入札
- 10) 市が指定した入札書【様式第 24 号】，入札内訳書【様式第 25 号】が同封されていない入札及び入札書や内容に不備等がある入札
- 11) 金額を訂正した入札書によって行われた入札
- 12) 件名，その他の記載事項（金額の訂正は除く）の訂正，削除，挿入等をした場合において，その訂正印のない入札書によって行われた入札
- 13) その他入札の条件に違反した入札

3 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は，技術提案書の提出をもって，入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に係る費用は，全て応募者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用する言語，通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語，単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの，通貨単位は日本国通貨，時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

技術提案書に係る著作権は，応募者に帰属するが，審査結果の公表において必要な場合，本市は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

(6) 資料の取扱い

本市に提出された資料は西宮市情報公開条例等の法令に基づき，公開されることがある。なお，契約に至らなかった応募者の提出書類については，本事業の事業者選定の目的以外には使用しないが，返却はしない。

- (7) 市からの提示資料の取扱い
市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。
- (8) 提出書類の変更禁止
提出書類の変更はできない。
- (9) 入札延期、中止又は取消
入札の執行は、本市の都合で延期、中止又は取消することができる。この場合において、応募者が損失を受けても本市は補償の責を負わない。

4 予定価格等

(1) 予定価格及び最低制限価格

予定価格(税込み)については次のとおりとする。なお、最低制限価格は設けない。

【予定価格(税込み)】	
建設工事費	; 7,657,463,000 円
運営・維持管理業務委託費(20年間)	; 9,683,938,000 円
	(インセンティブ; 224,620,000 円(税込み)を含む)
合計	; 17,341,401,000 円
【入札書比較価格(予定価格の110分の100の額)】	
建設工事費	; 6,961,330,000 円
運営・維持管理業務委託費(20年間)	; 8,803,580,000 円
	(インセンティブ; 204,200,000 円(税抜き)を含む)
合計	; 15,764,910,000 円

(2) 低入札価格調査

最高得点者の建設工事費に対する入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該応募者を調査の対象者として、建設工事費内訳書及び必要に応じ、その積算の基となる資料の提出を求め、調査を行うものとする。なお、調査基準価格については、変動型とする。

また、最高得点者の運営・維持管理業務委託費(20年間)に関しては、当該入札価格の如何に関わらず調査の対象として基準運営・維持管理費内訳書【様式第27号】及び必要に応じ、その積算の基となる資料の提出を求め、調査を行うものとする。

調査は「低入札価格調査の取扱い(添付資料2)」のとおり実施するものとし、調査の結果、契約図書に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、当該応

募者を失格とする。なお、失格基準価格は設けない。

なお、基準運営・維持管理費内訳書【様式第 27 号】の様式は貸与資料（参考図書）の貸与時に電子メールで通知する。

（3）支払いに関する事項

支払いに関する事項は次のとおりである。

ア 設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

詳細については建設工事請負契約書（案）に定めるとおりとする。

イ 運營業務に係る対価

本市は、本施設の運營業務に係る対価について、低入価格調査時に提示された基準運営・維持管理費内訳書【様式第 27 号】に応じて運営・維持管理事業者に支払う。

詳細については運営・維持管理基本契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に定めるとおりとする。

ウ 維持管理業務に係る対価

本市は、本施設の維持管理業務に係る対価について、低入価格調査時に提示された基準運営・維持管理費内訳書【様式第 27 号】に応じて運営・維持管理事業者に支払う。

詳細については運営・維持管理基本契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に定めるとおりとする。

エ ペナルティ制度

本市は運営・維持管理事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、委託費の減額を行うことがある。

詳細については運営・維持管理基本契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に定めるとおりとする。

（4）契約不適合責任

契約不適合責任については、要求水準書、建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に定めるとおりとする。

（5）保険

保険の加入については、要求水準書、建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に定めるとおりとする。

第7 応募者の審査及び落札者等の選定等

1 落札者等の選定方法

落札者等の選定方法は、各応募者の入札価格のほか、設計及び建設に関する技術やノウハウが求められることから、技術提案書の提案内容等について総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する。

選定方法の詳細については落札者決定基準に定めるとおりとする。

2 選定委員会の設置

本市は、提案内容の審査に関して、公平性及び透明性を確保するとともに、幅広い専門的見地からの意見を参考とすることを目的に、学識経験者等で構成される選定委員会を設置している。なお選定委員は以下のとおりである。

実施方針等の公表後落札者等決定までに委員と本事業に関し接触を持ち、又は持とうとした応募者は失格とする。

選定委員（※五十音順、敬称略）

委員名	所属・役職等
奥田 哲士	龍谷大学 先端理工学部 教授
築谷 尚嗣	ひょうご環境創造協会 環境技術専門員
畠田 健治	ミネルヴァ法律事務所 弁護士
宮崎 ひろ志	関西大学 環境都市工学部 専任講師
和田 聡子	大阪学院大学 経済学部 教授

3 審査の手順及び方法

(1) 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、応募者から提出された資格審査申請書により、参加資格要件を確認する。

(2) 提案審査の内容

選定委員会において、落札者決定基準に基づき、技術点及び価格点を統合的に評価し、落札者等の候補を選定する。

(3) 落札者等の決定

本市は選定委員会による落札者等の候補についての答申を踏まえ、落札者等を決定する。

(4) 審査結果

審査結果は、各応募者に対して電子メールにて通知するほか、結果の概要、審査講評を本市ホームページに掲載する。各応募者は本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡を行うこと。

(5) 落札の無効

資格審査申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は、無効とする。

(6) 苦情の申立て

応募者は、審査結果について「西宮市入札及び契約の過程等に係る苦情処理要領」に基づき説明を求めることができる。

第8 落札後の手続き

1 基本協定の締結

落札者決定後、本市及び落札者は、速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

2 特別目的会社の設立

基本協定締結後、落札者の第1構成員は、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。

3 共同企業体の結成

建設事業者が共同企業体を結成する場合、本市は共同企業体と建設工事請負契約を締結する。基本協定締結後、建設事業者は、速やかに共同企業体に関する協定書を作成して本市に提出しなければならない。

4 契約内容に関する協議

本市及び落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨及び解釈を明確化するための協議を行うものとする。なお、物価変動による委託料の改定に用いる指標について落札者の提案により本市が想定する指標以外を用いることが適当であると考える場合、契約締結までに本市と落札者で協議を行い最終決定するものとする。

また、技術提案の項目について本市と落札者で「最終調整」し、技術提案書に明瞭化作業により「追加」した内容、ヒアリングで「回答」を行った内容、本市と落札者で「最終

調整」した内容を1つの「技術提案書（契約版）」として取りまとめ、本市に提出しなければならない。

5 契約の締結

本市は、落札者と令和5（2023）年2月上旬に建設工事請負契約の仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、令和5（2023）年3月下旬を予定している。また、建設工事請負契約の本契約と同時に基本契約、運営・維持管理基本契約、運営・維持管理業務委託契約（第1期個別契約）を締結する。

落札者の都合により事業契約を締結しない場合、又は参加資格要件を欠く事態が生じたことにより落札者との間で事業契約が締結できない場合には、次点落札候補者に対して低入札価格調査を実施する。その場合、入札説明書等における「落札者」に対する各規定は全て「次点落札候補者」に読み替えて、各規定を適用する。低入札価格調査の結果に問題がない場合、本市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定を適用し、次点落札候補者を落札者とみなし事業契約を締結するものとする。

6 契約保証金

（1）建設工事請負契約に係る契約保証金

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するため、建設工事請負契約に基づく請負代金額の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を契約締結と同時に納付する。

（2）運営・維持管理業務委託契約に係る契約保証金

運営・維持管理事業者は、運営業務及び維持管理業務の履行を保証するため、各個別契約期間の運営・維持管理業務委託契約に基づく委託料金額の100分の5以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を各個別契約の契約締結と同時に納付する。

7 契約不適合保証金

建設事業者は、契約不適合責任の履行を保証するため、建設工事請負契約に基づく請負代金額の100分の2以上の額の契約不適合保証金又はこれに代わる担保を完成検査終了後、請負代金の支払日までに納付する。ただし、建設工事請負契約と同時に当該金額の契約不適合保証特約を付した契約の保証をした時は、この限りではない。

契約不適合保証金又はこれに代わる担保の預かり期間は、全ての工事の引渡し後、2年間とする。

8 リスク管理

(1) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担は、契約図書によるものとする。